

はじめに



本市では、平成21年3月に「さいたま市住生活基本計画」を策定し、その後、平成26年3月に見直しを行いながら、「ともに築き伝える・住み続けたいまち・さいたま」を基本理念とし、「住生活」全体の質の向上を目指し住宅政策を展開してきました。

計画の見直しから7年が経過し、少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化等を背景に、ライフスタイルやライフステージに応じた柔軟で多様な住まい方、良質な住宅ストックの形成と活用の促進、地域共生による住まいづくりの推進など、住生活を取り巻く状況も変化してきております。

このような状況の変化に対応していくため、この度、「さいたま市住生活基本計画」を改定いたしました。今回の改定では、新たな基本理念として「ともに住み続け、安全・安心で持続可能な住生活の実現」を目指し、5つの基本目標、10の基本方針を定め、総合的に施策の展開を図ってまいります。

また、住宅セーフティネット法の改正に伴い、高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向け、新たに「さいたま市賃貸住宅供給促進計画」を策定いたしました。

両計画の推進にあたっては、市民の皆様、関係団体や事業者の皆様など地域における多様な主体と連携し、多世代による支え合いや活発な交流により、地域活力を維持し、誰もが安心して暮らせる持続可能な住環境の形成に取り組んでまいります。

最後に、本計画の改定にあたり、熱心にご議論をいただいた「さいたま市住生活基本計画等策定懇話会」委員の皆様、多くの貴重なご意見やご提案をお寄せいただいた市民並びに関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

2021年（令和3年）3月

さいたま市長 清水 勇人

目次

第1章 目的と位置付け

- 1 計画策定の背景と目的…………… 2
- 2 計画の期間…………… 3
- 3 計画の位置付け…………… 3

第2章 住生活の現状と課題

- 1 人口・世帯…………… 6
- 2 住宅事情……………10
- 3 住生活における課題……………52

第3章 住宅政策の理念・目標・方針

- 1 基本理念……………62
- 2 基本目標……………63
- 3 基本方針……………67

第4章 施策の展開・重点施策

- 1 施策の展開……………70
 - 基本目標1 安全な住まいづくりの推進……………70
 - 基本目標2 良質な住宅ストックの形成……………74
 - 基本目標3 良好な住環境の形成……………77
 - 基本目標4 重層的な住宅セーフティネットの構築……………80
 - 基本目標5 持続可能な住まいづくりの実現……………84
- 2 施策体系……………88
- 3 重点施策……………90

第5章 賃貸住宅供給促進計画

- 1 計画策定に関する基本的事項……………104
- 2 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標……………105
- 3 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進のために必要な事項…107

第6章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制……………112
- 2 計画の進行管理……………113
- 3 持続可能な開発目標（SDGs）の推進……………116

資料編

- 1 さいたま市住生活基本計画等策定の経緯……………118
- 2 用語解説……………120